

毎週火、金曜日発行(但休日に当る、又は翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

告示 豚コレラ予防注射の実施

告 示

鳥取県告示第五十八号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づき、豚の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和三十六年一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 豚コレラ予防のため
- 二 実施の区域 県内全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚。ただし、生後五十日から五十五日又は離乳後五日経過した子豚

四 実施の期日

昭和三十六年一月二十七日から二月二十七日までの期間各豚舎巡回注射

五 注射の方法

豚コレラ予防液皮下注射